

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第4回島根海区漁業調整委員会が平成21年3月27日に松江市テルサで開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、サバ類、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて毎年(魚種により管理期間が異なる)の漁獲可能量が定められています。

このうちサバ類について、本県の漁獲可能量を越える漁獲が予測されることから、国からの再配分を受け、これまでの17千トン(うち中型まき網漁業分16千トン)から26千トン(うち中型まき網漁業分25千トン)に変更することについて、知事から諮問がありました。審議の結果、原案どおりで異議無い旨の答申をすることとしました。

2. 出雲市大社町トモ島周辺における船舶を錨止めして行う釣りの禁止に係る委員会指示について(協議)

出雲市大社町トモ島周辺海域における漁業と遊漁の調整について、島根海区海面利用協議会会長から建議があり、委員会として協議した結果、漁業者と遊漁者のトラブルの発生を防止するため、引き続き出雲市大社町トモ島周辺における船舶を錨止めして行う釣りの禁止に係る委員会指示を出すことにしました。

なお、この指示の有効期間は平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間です。

3. 第46回島根・山口連合海区漁業調整委員会議事概要について (報告)

平成21年3月17日に開催された第46回島根・山口連合海区漁業調整委員会の議事概要が報告されました。報告の概要は以下のとおりです。

1. 会長及び会長職務代理者の選出について

- ・規定により島根県及び山口県委員から2年交互で会長及び会長職務代理者を選出することになっており、20年度と21年度の会長は島根県から、会長職務代理者は山口県から選出する順番であり、審議の結果、会長には島根海区の岸 宏委員が、会長職務代理者には山口県日本海海区の田中 傳委員が選出された。

2. 平成21年度入漁調整について

- ・山口県江崎支店及び須佐支店からの益田市沖への入漁については、まき網漁業2統、

すくい網漁業3隻、ひき縄釣漁業30隻の入漁を認めることで益田支所との合意がなされ、その合意内容が連合海区委員会で承認された。

3. しいら漬漁業について

- ・島根・山口県境沖合のしいら漬を設置するライン(C線)は昭和45年から両県が3年交互に利用することになっているが、平成21年～平成23年の3カ年間は島根県が利用することの確認がされた。

4. 日本海・九州西広域漁業調整委員会議事概要について（報告）

九州・山口北海域トラフグ資源回復計画に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会指示は、九州北西部から山口県沖合(島根県との入会海域含む)までの範囲でトラフグの休漁期間等を指示するものですが、指示の有効期間が満了となることから、引き続き指示することについて日本海・九州西広域漁業調整委員会に諮問されたものです。審議の結果、異議無い旨の答申がされたことが報告されました。

5. 水産分野における規制改革会議の議論について（報告）

国(内閣府：関係省庁)で行われている水産分野における規制改革の議論の概要について以下の報告がありました。

- ・規制改革は、法律や制度を見直し、民間活力により経済を活性化することを目的に、1996年に総理大臣の諮問機関として内閣府に設置された会議体(規制改革委員会・規制改革会議等)により、各分野において開始された。
- ・水産分野においては、2007年から漁業権制度やTAC制度等について検討がなされ、2008年12月には3次答申が出された。答申は、水産庁との協議により合意された内容については「具体的施策関係」として閣議決定され、合意の得られない内容については「問題意識関係」として記載される。
- ・平成21年末には最終答申が出される予定であるが、規制改革会議と事務折衝を行う水産庁は、事実誤認に基づく指摘に対しては事実関係と考え方を明確にし、異議を唱える方針とのこと。

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局 TEL 0852-22-5950